

資料 2

第3弾:評価基準・達成条件について

1. 趣旨

- 令和 8 年 8 月 28 日、「比較推奨販売等に関するパブリックコメント」の結果が公表されるとともに、当該改正の施行・適用時期が令和 10 年 3 月 1 日とされました。
- 今後、生命保険協会においても、当該パブリックコメントの結果を踏まえ、ガイドラインの策定・見直しが進められる予定です。
- 当運営ではこれまで、業務品質調査における「意向把握・確認義務」および「比較推奨販売」に関する評価基準・達成条件について、「第 3 弾:評価基準・達成条件」として整備し、将来的な調査・確認項目とすることを検討してまいりました。
- こうした状況を踏まえ、当該評価基準・達成条件の取扱方針について、以下のとおり整理いたしましたので、お示しいたします。

2. 方針変更案

- 「意向把握・確認義務」および「比較推奨販売」については、顧客対応や募集実務への影響が大きい論点であることを踏まえ、今後、検討 WG 等において十分な議論を行った上で、評価基準・達成条件ならびに業務品質調査における調査運用の在り方について検討することといたします。
- 上記を踏まえた「意向把握・確認義務」および「比較推奨販売」にかかる方針変更案は下記のとおりです。

【評価基準・達成条件等について】

項目	従来	変更後
評価基準	・2026 年度中に【第 3 弾】として策定	・2026 年度評価基準、達成条件として策定しない
達成条件		・2027 年度の評価基準・達成条件として、他の評価基準・達成条件とあわせて策定（今後の検討 WG で議論のうえ、策定）
公表時期	・2026 年度中に【第 3 弾】として公表	・2026 年度定時審査会で決議の内容を踏まえて公表（2027 年 3 月上旬目途）
2026 年度評価方法	・【第 3 弾】基準・達成条件に基づき調査開始後、代理店毎の対応状況を経営陣にヒアリング ・態勢整備への対応が可能な時期を確認し、レポート等を協会に提出を求める	・監督指針改正内容、パブリックコメント結果、協会ガイドライン等を踏まえ、態勢整備状況および今後の対応方針に関するレポートを求める(※)

(※)レポート内容については次回検討 WG でお示しする予定です。また、レポート内容を基に経営陣へのヒアリングを実施させていただく予定です。

【2026 年度調査方針について】

○調査対象代理店に対する「意向把握・確認義務」および「比較推奨販売」に係る調査方針は、以下のとおりといたします。

(1)初回調査

- ・2025 年度評価基準・達成条件に基づき「意向把握・確認義務」および「比較推奨販売」に係る態勢整備状況について確認・判定を行います。
- ・また、「意向把握・確認義務」および「比較推奨販売」に係る監督指針改正内容、パブリックコメント結果、協会ガイドライン等を踏まえ、今後の対応方針を記載したレポートの提出を求めるとともに、経営陣に対して、今後の態勢整備計画についてヒアリングを行います。

(2)更新・定期調査

- ・「意向把握・確認義務」および「比較推奨販売」に係る監督指針改正内容、パブリックコメント結果、協会ガイドライン等を踏まえ、今後の対応方針を記載したレポートの提出を求めるとともに、経営陣に対して今後の態勢整備計画についてヒアリングを行います。

【5 月実施：第 26 回検討 WG 資料から抜粋。赤字が変更箇所】

調査区分	調査方針	「意向把握・確認義務」および「比較推奨販売」の調査・判定に係る具体内容
初回調査	「現状」および「取組計画」をもとに総合的に判定	「現状」 ・2025 年度の評価基準達成条件に基づいて、態勢整備状況を調査・判定 「取組計画」 ・「経営陣へのヒアリング」や「監督指針改正内容、パブリックコメント結果、協会ガイドライン等を踏まえ、今後の態勢整備状況および対応方針に関するレポーティングを求める取扱い」(※)
更新・定期調査	「取組計画」をもとに総合的に判定	「取組計画」 ・「経営陣へのヒアリング」や「監督指針改正内容、パブリックコメント結果、協会ガイドライン等を踏まえ、今後の態勢整備状況および対応方針に関するレポーティングを求める取扱い」(※)

※比較推奨販売に係る保険業法施行規則等の改正が令和 10 年 3 月 1 日に施行される予定であることを踏まえ、2026 年度の調査においては、今後の態勢整備状況および対応方針に関するレポーティングを求める取扱いとします。なお、原則として、当該レポートの内容のみをもって「未達成」と判定しない運用とする予定です。

以上